

厚生労働大臣

田村 憲久 様

要 望 書

平成26年2月10日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

当市は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により「避難指示区域（旧警戒区域等）」、「旧緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」、「避難指示等対象地域以外の被災区域」及び「それ以外の区域」と同一市内で地域が分断され、その地域区分により、これまで国民健康保険税及び介護保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び介護保険利用料の免除を、国の財政措置により実施してきたところであるが、同じ原発被災を被る市民でありながら減免の取扱いに相違があることに不公平感が生じており、当市が取り組む全市一体での復興の大きな障害となっていることから、これまでも全市一体で取り扱うよう要望してきたところである。

このような中、今回、新たに旧緊急時避難準備区域内等において所得要件を設けることは、市民が一丸となって復興を目指す当市にとって、地域コミュニティの分断をさらに増長させるものであり、当市の復興の妨げとなるものである。

このことから、国民健康保険税及び介護保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び介護保険料利用料の免除について、次のとおり要望する。

## 記

- 1 地域コミュニティの更なる分断を生じさせないよう、減免の要件に、所得要件を追加しないこと。
- 2 国民健康保険税及び介護保険料の減免、国民健康保険一部負担金及び介護保険料利用料の免除について、南相馬市全域を対象とすること。